

# ヘロデ王の統治政策

相 沢 文 蔵

## 序

- 一、ヘロデ王の内政
- 二、ヘロデ王の軍隊
- 三、ヘロデ王の宗教政策と文化政策

## 序

本誌第九号において「ヘロデ王に関する一考察」として主にヘロデ王の権力の本質について、ローマ勢力との関係、即ち外部勢力との関連において検討するところがあった。これに続いて本稿においては前稿において触れ得なかった内政的な面について、彼の統治の実体を把握せんとつとめた。もとより内外関係は密接して不可分であり、前稿の内容に関連する面も多いが、記述は重複にわたらざる様意を用いた。

## 一、ヘロデ王の内政

ヘロデ王の短いとは云い得ない治世を通じて一貫して見られるものは彼のローマ権力を背景とした専制国王の姿であるが、その内治においては時と場合に応じ変転自在の妙を發揮し、政治家的才能を充分に示した。その治世の当初よりも力によるヘレニズム的政治体制をイスラエルの体制を願ってやまないユダヤ人の間にうち据える事業こそ彼自らの任務であった。この建設の業を強行した初期と、その事業が一応達成を見た後期とにおいては自ら政策上の相違が見られたのも当然のことであった。彼がその実現を強行した政治理念はいかなるものであり、又その具体的表現である実際の内政はいかなる性格をもったか。

彼がローマ権力者の期待にそうべくヘレニズム王国建設の業を始めるにあたり、何よりも先ず、ユダヤ人の中に深く根を下しているかの神裁政の遺制を払拭することが必要なる前提であった。云う迄もなくユダヤ民族の政治観の理想を以てすれば、彼等の政治と宗教は堅く結びついた一体をなして居り、それらは神という共通の原理を地盤として派生する異った二つの表現に他ならなかつた。かゝる政治と宗教の統一なる神による政治、それは現象的には政治的首長と大祭司とが一致した型式であり、即ち Theokratia—神による支配の型式がそれであつた。

かくの如きイスラエルの政治理念をギリシヤ的、ローマ的政治思想と対決的に規定したのは他ならぬかのヨセフスであつた。彼は云う「政治の至高なる権力を一人支配におくものあり、又は少数者にこれを求めるものあり、或いは又多数者にこれをおくものあり、されど我等の立法者はこれらいづれの形の政治にもとらわれることなく、神の支配の形の制度を定め給うた。これはあらゆる至上権と権力を神におくものである」<sup>①</sup>。このヨセフスの規定はユダヤ教の政治観を最も端的に代弁するものであり、この政治と宗教の一致という理想はかの輝ける栄光にみちた民族王朝ハスモ

ン家の頃一時的には実現を見たにせよ、この王家のヘレニズム化、而してそれに続くローマ権力の介入に伴って次第に色あせつゝあった。併しながらその故にこそよいユダヤ民衆の胸中深く力強く息づいていた理想であった。ヘロデはかかる神政の遺制的なものを現実の政治機構の上からも又民衆の意識の中からさえも払拭し去り、これに代えるに異教的ヘレニズム的政治原理を確立すべく、そのためには時に暴力を以てしても強行せんとつとめた。

この際彼のならうべき範例は敢てこれを遠きに求める要はなく、かつてのユダヤ民族の支配者であったエジプトのプトレマイオス家、シリアのセレウコス家の残した政治体制や文化政策に則るのが最もよき捷徑であった。これら強大なヘレニズム国家が相ついで彼等をおかし、彼等をくみしいた時の爪牙の傷痕はユダヤ人の中には全く癒えていたわけではなかった。ともあれ、神政的体制の実現を願つてやまないユダヤ人統御の課題を解決してローマ権力者の期待に添うためには何よりも強靱なる意志力、周到なる準備を以てよく計画された統治機構、而してこれを支える精鋭なる軍隊、又よく整備された官僚陣を必須の条件とした。

ヘロデ王の統治機構及びその人的構成面である位階制については如上のヘレニズム国家のそれに範をとつたと考えられ、事実、用語上において類似するものが数多く見られる。併し用語上仮に一致するものが見られるにせよ、実質上の性格まで一致するとは限らず、ヘロデ王朝のそれには自ら独自のものが見られた筈である。かくてヘロデ王朝における統治機構の実体を明かにするためには乏しい関係史料をまとめる必要がある。先ず人的構成面である位階制について見ると、ヘロデ王の周囲には常に特定の側近者団とも称すべき者達が控えていることがわかる。彼等は一門(oiketoi)、朋友(philoi)、同輩(sunggenesis)、護身官(somatophulakes)等から成り、特に屢々 philoi kai sunggenesis という一つの結合体として現れ、一門の親族と雖もこの結合体に属することがあった。これら側近者団は単に王のみについて見られたのみならず、王の子弟に対しても philoi kai sunggenesis は任命され、そこにも形は小

いながら側近者団が形成される。子弟の幼少の頃には師傅 (trophus) の他に乳兄弟 (suntrophos) があてがわれ、彼等はやがて子弟成長の既にはそのまゝ側近者となる場合も普通のこととして見られた。王及び一族子弟に仕える側近者は夫々中央の諸官職に就き、又封土も与えられ、王家の藩屏として王政に参与した。この様な構成をもった側近者の位階制はしかし屢々対立抗争を招きやすく、特にヘロデ王の末年以降、王家内に陰惨な権力斗争がくりひろげられた時、側近者団の間の権力をめぐる衝突とからみ合い、より深刻な複雑性を添えることとなった。この様な位階制は広くヘレニズム諸国家にあまねく見られたところであり、古くはイスラエル古制においてさえも見出される。<sup>⑦</sup>次に王の身边に奉仕する者として古来オリエント各地に広く見られた宦官 (eunuchs) があつた。<sup>⑧</sup>その数は多数と思われないが、ヘロデの場合特に寵愛を加えた一群の宦官の名が知られる。併しそれは家内奴隷にひとしく、対外交渉に際しては礼物として他の物品に添えて贈与されることもあつた。<sup>⑨</sup>彼の晩年における一門内の血なまぐさい斗争に際して彼自身自らの子達さえ信頼し得ず、これを相次いで処刑するに至つては宦官の活躍する場も大いに開かれ、ヘロデの子達さえ彼等に賄賂を贈つて籠絡しなければならなかつた。<sup>⑩</sup>

ヘロデ王をとりまいた側近者団の出自を見ると、そこには正統ユダヤ人の姿はもとより、彼の同国者たるイドマイア出身者さえも見られない。たゞそこに見られるのはギリシヤ風の名をもつ者のみである。それらの中には仮にギリシヤ化したデアスポラのユダヤ人出身者が居たとしても、彼等は最早正統ユダヤ人とは認め難い。かくて側近者団の殆どは非ユダヤ人出自の者と見てよく、その中には礼を厚くして迎え入れた文人達、例えば側近者団の筆頭たるダマスコスのニコラオス、その弟プロマイオスを始めとするギリシヤ人達を含んでいた。彼等こそヘロデのヘレニズム王国の實際的運営にあたつてその推進力となつた者達であつた。子弟の師傅や傭兵隊の幹部等もひとしく非ユダヤ人特にギリシヤ人であつた。当時レバント地方一帯に到る処を漂泊し、地方の有力者間を渡り歩いた出処不定の数多く

のギリシヤ人冒険者流がヘロデの許に庇護を求めて逗留した。彼等の中には得意の弁論を以て巧みにとり入り、時には側近者団の中にくいこみ、王と一門の間を渡り歩いてはその離間をはかり、これを以て私腹を肥やさんとする縦横家<sup>⑪</sup>も多く見られた。彼等はヘロデの晩年における内訌の際裏面活動を行うこと激しく、王家にとって大きな害毒となつた。

以上の如き側近者団はヘロデのヘレニズム王国の体制建設の事業にあたり、開明したギリシヤ人為政者を大幅に招聘した際、次第に形成されて行つた。ヘロデにおいては忠誠を期待し得ない正統ユダヤ人を挙げて用いることは、彼等に武器を与えて軍隊に採用することが出来なかつたとひとしく、到底望み得ぬところであつた。軍隊においては非ユダヤ人より成る傭兵隊によらざるを得なかつたのと同じ事情が政治面においても見られたのである。ヘロデはこれら側近者団をいかに信頼し、又は信頼せざるを得なかつたかは、彼の死期迫つた頃軍隊の幹部に対すると同様、多くの贈与を行つてひたすら後事を懇願している事情からも察せられる。

これら側近者団は夫々の地位に応じて政治、軍事の各方面における枢要な職についていた。側近者団の筆頭として又ヘロデの最高顧問という別格にあつたニコラオスをのぞいて、その弟プロマイオスは「王の友 (philo) や王族中にあつて最も尊貴なる者」とされ、ヘロデが王国を留守にした際は摂政 (epitropos) の職をもとる財務長官 (dioikeites) として大きな権限を与えられていた。ヘロデ王国の統治機構において最高の地位にあるこの職は当時から常置的なものとは考えられない。彼はローマ権力者によってユダヤ王に任命され、競争者を倒し、パルティア勢力を国外に排除して名実ともにユダヤ国王たり得た当初においては自ら万機を独裁していた。併しローマの隷属国王たる彼は屢々王国を留守にする機会があり、その間の摂政として臨時の国事執行者 (ho epi-ton pragmaton) を任ずる必要があつた。この本来臨時的な官職はしかし次第に固定した常置的なものとなつたと思われ、而してこの地位は殆ど

終始プロトマイオスの占めるところであった。この宰相の下には史官 (*grammateus*)<sup>(17)</sup> 等を始めとする有司 (*timei*)<sup>(18)</sup> 宮廷人 (*hoi peri tein aulein*)<sup>(19)</sup>、或いは家臣団 (*therapeia ton dunaton*)<sup>(20)</sup> の名称を以て総称される百官有司があった。官制の細部にわたってはこれを立証する史料を欠くが、その末端に至るまで王自身任免を行い、この意味では精選された宮僚陣を以て王国統治の事業は進められた。而してこの宮僚陣の上層部をかゝる側近者団が占めて枢機を担当した。

側近者達は任意の時に自由にヘロデの許に伺候して王座の傍に待立し、時には帷幕に参じ、公式の席や対交渉等の重要な場面においては必ず陪席して股肱の実をあげた。<sup>(21)</sup> 時には王が重要な事項を決定するにあたっては彼等を召集して諮問機関を設けることもあった。特に必要を認めた際はこれに地方長官 (*heparchiai hegemonon*) をも加えた聯合会議を召集することも見られ、特に重要な議事の諮問に応じた。更に必要と認めれば全国の有力者を含む大きな会議体の構成も見られた例もある。併しこれら会議体によって彼の意志が拘束されるものでなかったことは云う迄もない。

地方行政組織についてもこれを明かにし得る史料を欠くが、推論し得るところに従えば、彼の本来の領土はユダヤ、サマリヤ、ペライア、ガリラヤの四つの地方一道 (*meris or meridarchia*) に大きく区分され、夫々道長官 (*meridarcheis*) によって担当される。<sup>(22)</sup> 道は更に郡 (*toparchia*) に細分され、郡長 (*toparches*) によって担当され、その下に町や村落があった。郡の数についても知られるところがある。<sup>(23)</sup> これらの他、辺境地方には特別区を設けてこれに重点を指向し、こゝには代官 (*strategos*)<sup>(24)</sup> 又は辺区長官 (*archon*)<sup>(25)</sup> の名を以て現れる地方長官が任命された。これは辺境地方に数多く見られたギリシヤ人居住の自治都市に対する圧力機関としての役割も果し、その地方駐留の軍隊又は各地に設定された軍事植民地と何等かの関係を有し、地方政治の権限にあわせて軍指揮権をも与えられたものと

考えられる。

ヘロデの領内には正統ユダヤ人の他に相当数のギリシヤ人を主とする非ユダヤ人が居住して夫々由緒を誇る有力なる自治都市を形成していた。これら都市にはかつてクレオパトラによって割取され、その歿落後回復し得たもの、他にローマ権力者より加増として与えられたものもあり、彼の領内に編入された事情は各々異なるものがあつた。特に地中海にのぞむ沿海都市はヘロデ王国の海への出口として甚だ重要な役割をもち、王国の経済的繁栄、特にローマとの交易関係はこれら沿海都市の存在なくしては考えられないところである。ガザを始めカイサレア以下の重要な港市が海岸線をつらねてそこにならび存していた。

一方内陸地方においてもその成立をアレクサンダーの遠征時に遡る十都地方デカポリスに本来所屬していたガダラ、ヒッポスを始めとする諸市をあげ得る。<sup>26)</sup>これらギリシヤの諸市は以前から保有していた自治的体制とその特権をヘロデと雖も或る程度尊重せざるを得なかつた。それらはいづれもヘレニズムの誇り高い伝統に生き、自治体の中心をなす市会アイレをもち、貨幣鑄造権や避難権アジールの特権をもち、特にデカポリス地方にあつては内陸貿易による利益擁護のための共同防衛の途さえ講ずる程の実力を保有していた。アウグストゥスはヘロデに対する領地加増の際、特にガダラを含む二都市をヘロデ領内に加えしめた。ヘロデはそれら都市が従来保有していた自治権に何がしかの制約を加えたらしく、ガダラの市民はローマ権力者に対して、ヘロデは市民の財物を没収し、その神殿を瀆する不法行為を働いた旨の訴願を行つたことがあつた。<sup>27)</sup>この都市の敢て行つた訴願の真意は明かでないとする論者もあるが、デカポリスのギリシヤ都市共同体から不自然にも分離せしめられたこの都市の不満のあらわれに他ならず、一方ヘロデのこの地方に対する自治権干渉の行為についても察せられる。沿海の要港ガザの場合も、その自治権は完全なものでなかつたことはそれがイドマイアの地方長官アルゴンの管轄下におかれたこと28)から見て、恐らくその他のギリシヤ都市もこれらに似て或る程度の制

約を加えられていたことは容易に想像される。<sup>(34)</sup>

彼の治世の当初、イエルサレムの市街のヘレニズム化にあわせてヘレニズム的政治体制を強行するにあたり、イスラエルの政治理念が蹂りんされる危機を感じとった民衆側の意識を代弁するかの如き一二の陰謀事件が見られたこと<sup>(35)</sup>があり、これらは大事に至らずして潰されたが、これを契機として不穏なる分子の動向には極度の警戒を払って断圧に徹する一方、思い切った懐柔策をとることがあり、時には減税や穀物施与の如きローマ為政者の垂流にふさわしい行為を示すことがあった。<sup>(36)</sup> 国内の治安維持についてはローマ権力者に対して強い責任をとらなければならなかった彼は緩敵の妙よろしきを得た柔軟性のある政策を巧みに使い分けることにより、その長い治世を表面的にはほぼ平穩に過すことが出来た。併しそれは決してヘレニズム的、イスラエルの政治理念の矛盾対立が解消したことを意味するものではない。これが表面化するのを食いとめたものはあくまでも彼の緩急に応じて善処し得た政治的手腕に負うところが多かったとせざるを得ない。事実、彼の晩年その死近い頃まで民衆側における叛乱の気配を感じることは出来ないのである。併し、その晩年に至るに従って何ものにも拘束されることなく専制主義を發揮するに至り、その本来の傾向を露骨に示すことによって人民側にいらざる刺戟を加え、これを挑発すること多大なものがあった。この本来治めること至難なユダヤ民衆の彼に対する不信の念は彼自身始めからよく感知していたところであり、民心の動向に対しては細心の配慮を用いた。特に晩年近くには一門内の権力斗争をめぐって彼の精神は異常なまでに緊迫し、一門に対する不信と猜疑心による被害妄想の念にかられ、己れの男子を次々に処刑する迄に至るが、この心理は民衆側にもむけられることゝなった。

彼の晩年に至っては民衆が集合すること自体極度に警戒され、イエルサレムの街頭を故なくして徘徊することさえ捕縛の恐怖を伴った。<sup>(37)</sup> 不穏なる分子は容赦なく捕えられて処断された。このためにあたかも警察国家におけるスパイ



政策を思わせる如き暗い暴力と恐怖にみちた時期を迎えることとなる。民衆側の不信と怨嗟の聲は压えられて執拗にくすぶり続け、その発火の機会を待つのみとなった。彼の晩年、民心の動向に対していかに過敏なる神経を用いたかについてはヨセフスは多少誇張した興味ある記事を伝えている。<sup>③④</sup>ともあれ、これはあたかも以前プロトレマイオス家のユダヤ支配の際にとったスパイ政策、それによってかもし出された民衆側の逃避的なあきらめ、要するにかの圧制におしひしがれた時期の暗い世相の再現を思わせるものがあつた。

彼はその治世中、屢々人民一般に対して忠誠の誓約を要求してやまなかつたのは、民衆側の彼に対する不信の念を裏返えしにしたものに他ならず、ヘロデの政治的焦燥をそのままに物語るものであろう。忠誠誓約の要求にあたっては、民衆に対して根強い指導力をもっていたパリサイの徒の動向に対しても細心の注意をむけざるを得なかつた。彼等は社会的には広く中堅層を含み、一定の政治的立場にかたまつた団体ではなかつたにしても時にはヘロデの一門や側近の中にも勢力を扶植した時期があつた。<sup>①②</sup>

彼はユダヤ人統治の必要から機会ある毎に正統なるユダヤ人たることを強調してやまなかつたが、これは如何にしても人民側の承服するところとはならなかつた。ユダヤ人より見れば新附の民たるイドマイア人出自の彼は半ユダヤ人として蔑視を買っていたが、彼はユダヤ人たることを強調すればする程彼自身の側における矛盾は深刻となつて行つた。それは彼が正統ユダヤ人の極度に謙悪する律法違反の行為をヘレニズム的政治体制の確立にあつて次々につみ重ねて行つた時に、ユダヤ人たることを強調するのは正面から律法違反の罪の指弾を受けざるを得ない立場に自らを追ひこむことを意味するものである。律法違反の行為の例は彼が統治を始めるにあつて神裁政の遺制である衆議所<sup>サンドリ</sup>の長老會議の権限を大幅に制限して単なる宗教的指導権に限定したことをその最たるものとするが、その統治型式の要求に発する新法制定においても旧法を破っている。彼の制定した新しい刑法の内容に次の如き例がある。古来の慣

習に従えば、ユダヤ人奴隸は拘束される期間は六年に限られ、又異邦人に対して売却されることはなかった。これに対してヘロデは旧法を破り、ユダヤ人の罪刑奴隸を異邦人に買却を許す新法に代え、いたく人民の不滿を招いたことがあった。<sup>④③</sup>これらの行為は云う迄もなく彼の王国のヘレニズム世界への参加の要求の表明に他ならないが、法律遵守を叫んでやまない人民に対して時には妥協するが如き態度を示しながら、ヘレニズム的政治体制の確立を急いだところに彼の政治的才能を以てしても如何ともなし難い矛盾があり、これを彼の専制主義を以て一時的に表面化を防ぎ得たにしてもやがて彼の死と同時にそれは爆発的に表面にあらわれることとなるのである。

彼はヘレニズム世界広く各地に惜しみなく投財を行って人望をおさめたことについてヨセフスは詳細に伝えている。<sup>④④</sup>彼の投財によって各地の住民が受けた恩恵はその地方の支配者より与えられるそれによつた事からヘロデの出過ぎた行為は誤解を招き、何らかの野心を懐くにあらざるかと考えられた程であった。<sup>④⑤</sup>ヘロデが投財を行つたに恩恵を施したとする地方を各個に数え上げてゆくとそれは地中海世界各地の沿海都市又は地方的重要さをもつた著名都市である。これらの都市にはいづれもデアスポラのユダヤ人が多数居住していたのであり、<sup>④⑥</sup>投財の対象とされたのはその都市そのものよりもむしろそこに居住するユダヤ人であったと解すべきではあるまいか。その支配者より受ける恩恵にまさるものをヘロデから受けたとするのはいかにもそこに居住するユダヤ人の立場を感じさせる。デアスポラの民はかくてヘロデの華かな行為に悪意を懐くことなく、むしろ大いにこれを徳としていたことと考えられる。<sup>④⑦</sup>

彼等は自らのユダヤ教の慣習に固執して自らを疎外しつゝも、本国における同胞の如き絶えざる政治的、社会的に緊迫した情況にはおかれること少く、周囲の開化したヘレニズムの環境に対して何がしかの理解と共感を寄せて居りその生活意識においてはより幅の広さが見られていた。この意味においては彼等はヘロデの親ギリシヤ的なゆき方に

より近いものを感じていたと思われる。殊にローマ在住のユダヤ人の如きはローマの権力者に対しても深い親愛感を寄せたことがわかり、又ヘロデに対しても好意的であったことがうかがわれる。即ち彼等はヘロデを深く徳とし、彼の生誕の日と王位就任の記念日を祝賀の日として守り、又安息日をヘロデの日 *herodies dies* と称していた。<sup>④⑤</sup>

デアスポラのユダヤ人は屢々地方の土着民、特にギリシヤ人と紛争をおこし勝であり、かくして彼等の宗教的、時には政治的立場さえも安定を欠く場合があった。ヘロデはかゝる際、進んでこれに介入して斡旋の勞をとるのを惜しまなかつた例が二三伝えられている。<sup>④⑥</sup> かくて明かに彼は領外のユダヤ人からはむしろ好意のまなざしを以て迎えられていたとすることが出来る。領外のデアスポラのユダヤ人は彼の政治的支配とは何等の関係なく、しかもヘレニズムとヘブライズムの交錯の関係においては両者相似たものがあり、共感を呼びおこす要素がそこにあった故であらう。

〔註〕

- ① *contra Apion*, II 165
- ② *bell. I* 460, 556
- ③ *ant. X VI* 243, 246, 357 *X VIII* 198 *passim*
- ④ *bell. I* 460 *ant. X VI* 133
- ⑤ *bell. I* 57 *なほ* 行伝一三・一にヘロデマンティバスの乳兄弟があらわれている。
- ⑥ ジャトレマイオス、セレウコス両家における位階制については *Polyb. XXXVI* 37 において王の朋友と呼ばれた側近者団の存在が知られる。なほ *C. A. H.* vol. VII P. 165 *Otto*, *Herodes col. 82f*
- ⑦ サムエル後一五・三七 一六・一六 エステル一・三二・一八 マカベア第一二・一八 一〇・六五 マカベア第二一七・二四等。
- ⑧ *bell. I* 488 *ant. X VI* 229 *マタイ* 一九・二二
- ⑨ *bell. I* 511f.
- ⑩ *bell. I* 584f.
- ⑪ スパルタ出身のギリシヤ人 *Eurycles* がその最もよき例
- ⑫ *bell. I* 514ff.
- ⑬ *bell. I* 658 *ant. X VII* 170
- ⑭ *bell. I* 473
- ⑮ このエビトロポスの職は最初彼が *B. C* 三五年頃パトロンのマントニウスの許に赴いた時叔父のイオセポスを留守中の臨時國事執行者に任じたに始まる。*ant. XV* 65
- ⑯ *ant. X VI* 191
- ⑰ ジャトレマイオスの範例は *C. A. H.* vol. XII p. 116ff.

キヤウロスにせしむる ibid. p. 160ff.

- ①② 参照。
- ①③ bell. I 529
- ①④ ant. XVII 243
- ①⑤ ant. XVI 133
- ①⑥ bell. I 49
- ①⑦ bell. I 494 ant. XVI 237, 241f.
- ①⑧ bell. I 538
- ①⑨ bell. I 537
- ①⑩ ant. VI 216
- ①⑪ H. Bengtson, Die Strategie der hellenistischen Zeit I 1944 S. 265
- ①⑫ ⑬ クロネ時代等のものにせしむるは明かびなきなり ant. X III 125f. I Macc. XI 28, 34 bell. III 54 ヲ以テトマヤリトシテ「ベリヤ」トシテ「カマリ」ニ以テ人々トシテ三つの部が成らざる。
- ①⑭ ant. XVI 130 東部の国 Trachonitis に在リテストラチオンを置らしむる。
- ①⑮ ant. XV 254 トママイア地方のマルコンの存在がわかる。
- ①⑯ ガダラ・ヒッポスはクレオパトラの歿後アウグストウスより加増せられた。 bell. I 306
- ①⑰ ナカポリスの自治体權にせしむる G. A. Smith, Historical Geog. of the Holy Land 1901 P. 593
- ①⑱ 以上でヒヤリONSを主政せしむる歴史家ニ記載せざる。
- ①⑲ ant. XV 360

- ②⑰ Jones, The Herods of Judaea 1938 P. 72
- ②⑱ ant. XV 254
- ②⑲ クロネは領土のギリシヤ人都市にストラチオンを置らしたること其時代甚少ノ證なり ant. XIX 333 に於て「カイサリア」の都に「ストラチオン」が任ぜられたることから察せられる。
- ②⑳ ナカストラチオンは「ヘルサレム」にもおかれ、大祭司の次位にあり。行伝五・二六
- ②㉑ Otto, col. 116 Schürer, Geschichte des jüdischen Volkes II, S. 322
- ②㉒ ant. XV 280ff.
- ②㉓ ant. XV 299ff 365 XVII 64
- ②㉔ ant. XV 364
- ②㉕ ant. XV 366f.
- ②㉖ 行傳書四・一以下、十・二十、ヤレウコス治下におかれた「エダヤ」人の「ベシズム」が見られ「スハイ」による密告の恐怖が、せしむるに非ざらざらざる。
- ②㉗ ant. XV 368, XVII 42
- ②㉘ 彼自身に対する忠誠誓約にあわせてローマ権力者に対するそれを要せしむることがある。
- ②㉙ ant. XV 396 XVIII 42
- ②㉚ クロネ時代前においては衆議所は「エダヤ」人の生命財産を保護する唯一の機關にあり。 bell. I 654 ant. XVIII 158
- ②㉛ Schürer, op. cit. S. 398
- ②㉜ ant. XVIII ff.

④ bell. I 422ff.

⑤ bell. I 428

⑥ Schürer, op. cit. III, S. 9 に詳細なる記述あり。

⑦ Suetonius, Caesar 84

カイサルの死に際してローマ在住のユダヤ人は保護者たる彼の死を悲しみ終夜その棺をまもった。

⑧ Persius, Sat. VI 179~83

C. A. H. vol. X P. 331f.

Lewis, Latin Dict. P. 850

Schürer, op. cit. III, s. 116

⑨ C. A. H. vol. X p. 331

## 二、ヘロデ王の軍隊

専制国王がその権力を維持するための諸手段のうちで最も重要なものは軍隊に他ならない。殊にヘロデの如く支配下においた人民一般から遊離した権力者の場合は圧制の手段として軍隊に依存する度合が特に強かった。従って彼の軍制を検討することにより、その権力の構造の特殊性を或る程度明かにし得ると考える。

ローマのパトロンたる権力者が隷属者である盟邦国王に対して期待する最大のものは軍事上の義務であったが、ヘロデ王の軍隊の本質はいかなるものであったか。彼はローマにおいてユダヤ王の任命を受け、兵力による援助をも受けて急拠帰国したが、先ず第一に彼がなすべき事は徴兵であった。彼は自力を以てパルティア勢力を駆逐しなければ事実上のユダヤ王たり得なかつた。

彼の募兵に応じたのは如何なる者達であったか。ヨセフスはこれを異邦人と同国人 (xenon kai omophulon) より成ったと伝えている。<sup>⑩</sup>前者はそのまゝ傭兵とも訳し得るが、後者の同国人なる語の意味するものは何か。彼の軍隊に関する史料を通じてユダヤ人は殆どその姿を現すことがない。これをユダヤ人と見ることは到底許されぬ。これはヘロデの同郷者、即ちイドマイアの出身者がその土豪出自の彼の挙兵を聞き、風をのぞんではせ参じたものと解さ

れねばならぬ。ヘロデは徴兵を終り、イエルサレムに進撃する途上、ガリラヤ地方の住民は彼に対して支持を与えたとするが、総じてユダヤ人そのものは彼の軍事行動について甚だ冷淡で傍観的であることが注目され、かのハスモン家がシリア王国のヘレニズム化政策の弾圧に対して社稷の滅亡の危機を感じとって騒起した時のユダヤ市民軍の姿は見られないのである。正統ユダヤ人よりすれば、ヘロデは新附の民イドマイア人出身の外来者に過ぎず、彼がもし何かから積極的な支持を得るとすれば、それは彼から与えらるべき恩恵を期待した同郷人やヘレニステイクに開明したギリシヤ人を始めとする非ユダヤ人においてでなければならぬ。ヘロデよりすれば、この治め難いユダヤ人統治の課題を果すにあたって彼等に武器を供すること以上の危険はなかつたであろう。又異邦人軍隊を用いてユダヤ人をおさえるのは極めて好都合でもあった。

彼の挙兵に協力したローマ軍はヘロデが一応パルティア勢力を打倒し、名実ともにユダヤ王たり得た時、ユダヤを引揚げることゝなった。その後は全く彼自身の軍隊に頼らざるを得ないことゝなる。彼の軍隊の構成要素は恐らくは当時レバント一帯において容易に得られたギリシヤ人傭兵を主とし、同郷のイドマイア出身者を従としたものと考えられる。クレオパトラの没落によるプトレマイオス王家滅亡の際ヘロデはアウグストゥスから彼女の親衛隊であつたガリア人傭兵四〇〇名を下賜されたが、この精銳は以後ヘロデ傭兵隊の中核となつたものと考えられる。ヘロデの死に際して、その葬列に加わつた彼の親衛隊にはトラキア人、ゲルマン人、ガリア人出身者が数えられているが、これを以ても彼の傭兵隊の民族的多彩をうかがうことが出来る。彼がいかにこの傭兵隊に信をよせたかについては、彼がその晩年死期近きをさとり、傭兵隊に多くの賜与を行つて彼の後継者に対する忠順を懇請していることからうかがわれる。而してこの軍隊は必ずしも彼の信頼にこたえるものでなかつたことは、彼の死後統廃を見た一連の騷擾の中にヘロデの軍隊の叛乱も見られること①から察せられる。併し、彼の生前においてはその軍隊は一門内の権力斗争に

まきこまれた際、一部兵力の間に動揺が見られた例があるにとゞまり、概してヘロデに対して忠順を守り、彼の期待に添っていたとすることが出来る。而して彼等の忠誠をつなぎとめたものは、ヘロデによるよき給与と、若年の頃から鍛錬を重ねた用兵の技倆、而して又、時には軍幹部さえも断乎処断するが如き剛気な気質などによるものとすることが出来る。

ヘロデの保有した総兵力は決定的なことは云い得ないにしても、恐らく数万にのぼったと考えられる<sup>⑦</sup>。その保有兵力量はローマ権力者によって規定されていたかどうかについても明かでないが、軍司令官を始めとする軍幹部はローマより派遣され、こと軍事に関する限り、微細の点までローマの指示を仰ぎ、又その軍隊は本来ローマの軍隊の補助軍たる性格をもたしめられていた以上、兵力量も規定されていたとすべきであろう。

ヘロデの軍隊の組織や編成についても、史料的に漠然として居り、明かにし得る点は少い。ヨセフスの記事中の關係する断片史料をまとめて大体を推測し得るにとゞまる。ローマから派遣された総軍司令官 (stratopedarches) が全軍の統轄<sup>⑧</sup>し、これにはウォルミニッスなる者が任ぜられている。その下にある歩、騎両軍の司令官も同じローマ軍人であり、前者にはグライトス、後者にはルーフスなる者の名が知られる<sup>⑨</sup>。これらの他に純粹に傭兵あがりの軍幹部も存在したことも考えられる。その編成についてはローマの軍団<sup>レギオン</sup>編成にならったものかどうかについても明かでないがローマの *ala* にあたる *taxis* (小隊) を最小の単位とし、その上に *centurio* にあたる *lochagos* (百人隊) があり、更に *manipulus* にあたる *speira* (二百人隊)、なおその上に *chilias* (千人隊) があった。而してこれらに所屬している士官は *hegemon* と総称された。その建軍の本質上からローマの補助軍たる性格をもたざるを得なかつたヘロデ軍隊はその装備においてもローマ色濃厚であつたことは想像に難くない。ヘロデは王国建設の途上、自己の軍隊とローマ軍隊をあわせ指揮をとつたことがあり、又その軍隊はローマ遠征軍の補助軍としてその本来の任務を果したこ

ともあり、殊にヘロデ王死後の動乱鎮圧にあたってローマ軍が出動し来た時、ヘロデ軍隊はそのまゝローマ軍司令官の指揮下に入り、やがてはローマ軍の中に再編成されたものもあつた事等、ヘロデ軍隊のローマ的性格を物語るものでなければならぬ。併し、彼の軍隊はローマのレギオン編成と異つて騎兵に於いては著しい弱体を免れなかつた。この点においてヘブル的色彩の残存を示していることが出来る。この様な性格をもつた彼の軍隊はその領内に如何に配置されていたか。

専制君主の常として彼はその身辺を傭兵隊の精銳をすぐつた親衛隊 (somatophylakes) を以て護衛せしめたが、イエルサレムの代官は手兵を率いて首都の警備にあつた。領内各地の要地には同じく兵力が配置され、そのためにはその都市の武装化をも行つた。而してこれは彼の治世の割合に早い時期に着手している。この都市の武装化はそのギリシャ風都市への改装を伴つて行われていることが注目される。これら都市には要塞 (phoroi) が設けられ、それは領内枢要の地や辺境地方に特設された軍事植民地と呼応して特に領内の治安維持にあつた他に外敵の侵略にそなえるものであつた。

領内各地に建設した要塞には彼自身の新設にかゝるものあり、又は以前から存在したものを補強したのもあつたが、その辺境地方に設置されたものをのぞいては、いづれも外敵の侵入にそなえるよりはむしろ国内の治安維持の目的が強く、いづれも彼の統治に安堵し得ない人民の叛乱や蜂起にもそなえたもので、そこをかためる軍隊の武器は人民に対して向けられていたことは甚だ重要な意味がある。而してそれら要塞の新設又は補強に伴つて行われたギリシャ風都市には彼を始め一門血族につながる者の名にちなんだ命名を行っている。これはヘレニズム君主の例にならつたもので、この際特にヘレニズム都市建設者をもつてあらわれるかのシリアのセレウコス家の先蹤が想起されるべきである。要塞をそなえた都市は要塞隊長 Phorarchos が手兵を率いてかため、そこには武器や軍糧その他の物資を貯蔵す



る倉庫が附設されていた。恐らくこれは地方の現物徴税とも関連があるものと考えられる。時には又牢獄を兼ねるものもあった。この隊長の地位は相当に重要視されていたこともわかる。要塞都市とならんで軍事植民地が特に重要な地点や辺境の要地に設けられていた。それは住民の大量移住によって建設され、その住民は賦田 *Kleros* を給され、農兵 *Klerouchoi* となった<sup>⑩</sup>。彼等は免税その他の特権を与えられて居り、軍事的緊急の必要に應じてヘロデの最も信頼をつなぐに足る予備軍となっていた。その住民に給されていた賦田は条件附の有期の封土であったか、或いは世襲的な給付であったかについては、これを直接的に確定すべき史料はない<sup>⑪</sup>。併し、間接的に推定は許される。彼の領内における最大の軍事植民地はセバステ(サムリア)であるが、そこはヘロデが六千の農兵を土着せしめ、ギリシャ風都市計画にもとづいて建設された軍事都市であった。その農兵はヘロデに対する忠誠と精銳を以てあらわれ、ヘロデ死後と雖もよくその本来の任務を忘れることなく、ユダヤのローマ属州化の後にローマ軍に改編されたのは実に彼等であった<sup>⑫</sup>。彼等のヘロデに対する忠誠と彼等の行動を通じてうかゞわれるのは一応安定した土地所有者たる農兵の姿である。かくてヘロデの農兵への土地給付も永久的な世襲地として給与されたものと考えられることは許されないであらうか。

このような軍事植民地は特に辺境の地方に外からの侵略を顧慮して設定された。南はナバタイア王国に通ずる要路上に、東北にはパルティアにそなえてトラユニテスの地方に夫々周到なる軍事施設をそなえて配置された。これらは単に外からの侵略にそなえるのみならず、地方の慄悍なる遊牧民をおさえて内陸貿易ルートを確保し、領外よりのユダヤ人のイエルサレム巡礼者の保護にあたる他、貿易路を通過する貨物に対する関税徴収の掩護にも任じた。かゝる性格と任務をもった軍事植民地は特にトラユニテス地方に見られる。この地方には二ヶの重要な軍事植民地が見られ特にパルティア王国より亡命してヘロデに庇護を求めた有力者 *Zamaris* が建設を認められたパティラの町<sup>⑬</sup>に免税を

他の特権を賦与されたことから移住者も多数集るに至り、長く存続を見ることゝなった。又この町はヘロデ家に対する忠誠をもってあらわれた。この地方には他にヘロデが三千名のイドマイア人を移住せしめて建設した植民地もあった。ヘロデが領内各地、特に辺境地方に設定した軍事植民地はその地方の治安維持に役立つこと多かったのみならず、それは地方の経済的繁栄の絶対的な前提となった。又それはギリシヤ的異教的な都市建設を伴った限り、領内のヘレニズム化はいやが上にも進められることゝなったのである。

## 〔註〕

- ① bell. I 290
- ② IMacc. 2. 15ff  
Schürer, op. cit. I 4 S. 201
- ③ bell. I 397
- ④ bell. I 672
- ⑤ bell. I 667
- ⑥ bell. II 55
- ⑦ bell. II 52
- ⑧ bell. I 535
- ⑨ bell. II 52 ant. XVII 266
- ⑩ bell. I 301
- ⑪ 前稿三七頁註⑤参照。
- ⑫ bell. II 58
- ⑬ 総じてヘロデ軍隊は騎兵において弱体であった。ヘレニズム軍隊の一特長をなす象隊の使用は見られない。
- ⑭ bell. I 652

- ⑮ イエルサレム・カイサリア間を結ぶ要地に彼の父の名にちなんで Antipatris イェリコの近くのこれにちなんで Cypros 要塞は彼の母の谷をとりしもの、又彼の兄の名をとった Phasel の町を同じく新設、彼自身の名をとった Herodium の名の要塞都市も二ヶ所に設定した。bell. I 47ff.
- ⑯ キリシヤ的都市建設者としてのセレウコス諸王については C. A. H., vol. VII P. 161ff. 参照。
- ⑰ bell. I 403
- ⑱ Otto, col. 57
- ⑲ bell. II 58  
Schürer, op. cit. I 4 S. 460
- ⑳ bell. I 398 ant. XV 34ff.  
G. A. Smith, op. cit. P. 617ff. この地方に於いての概観あり、この地方の歴史的環境をまとめてゐる。
- ㉑ ant. XVII 23ff. この人物はバルテニア在住のユダヤ人有力者、恐らく政治的理由によってバルテニアより亡命し〇〇名の親族と五〇〇の兵力を有した。

### 三、ヘロデ王の宗教政策と文化政策

本来かなりの度合にヘレニズム化していたイドマイアの地方的有力者たる土豪出身であるヘロデは当初から、云わば素質的にギリシヤ的傾向を強くもっていたとすることが出来よう。而して何よりもローマ権力に依存していた限り保身とその地位の維持という最も現実的な目的からしても、又その本来の生活意識においてもギリシヤ的、ローマ的であったことに怪しむに足りない。

当然のことながら、当時ユダヤをとりまく文化世界において絶対的に主導的地位をもっていたのはヘレニズムに他ならなかった。彼の治下にあったユダヤ人が固く信奉している父祖以来のユダヤ教とその文化はせいまい民族の粹の中にとちこもって普遍性をもたず、云わば最も閉された、地方的なものに過ぎなかった。又彼の広からぬ領土内には純粹にユダヤ人のみが居住していたのではなく、そこには早くから特権的地位を認められていた誇高い伝統に生きる幾多のギリシヤ自由市があった。かゝる情況にあつて、単なる地方的勢力と価値をもつに過ぎないユダヤ教文化に対して強いて義理だてする必要はなく、ヘレニズム君主の先蹤にならわんとする彼の立場上からもヘレニズム化政策を強行するのはむしろ当然であつた。彼の統治の目的にあわせてこれを利用することこそ彼が自らに負わせた任務であつた。彼は治下のユダヤ人との関係においてはユダヤ国王であると同時に領内の非ユダヤ人の国王でもあつた。しかもユダヤ人と、ギリシヤ人を主とする非ユダヤ人との両者の間には宗教的および文化的立場において根本的な越えがたい相違があつた。

彼はその統治を始めるにあたり、ギリシヤ系文人を重用したことについては屢々ふれるところがあつた。又彼個人としても、ギリシヤ哲学、修辭学を学んでギリシヤ的教養を身につけんとし、ユダヤ人よりもギリシヤ人により深い

關係を結んでいることを自ら誇った<sup>①</sup>。これは彼が他方正統ユダヤ人たることを機ある毎に強調したのと根本において抵触するものであった。又盟邦国王のならわしとして彼の子弟をローマに送り、ローマ権力者の膝下にあつてギリシヤ的教養を身につけさせるのが普通であつた。彼自身かゝるヘレニズム的傾向によつて存在と意識を規定されていたにしても、彼の治下のユダヤ人は父祖以来のユダヤ教とその文化に固執し、ヘレニズムの具現者たるヘロデに対して絶えざる不信と不満の念を懐いていた。ヘロデはこのようなユダヤ教に対していかなる態度をとり、又いかなる政策をもつてのぞんだか。

彼はその治世の当始、古くして強固な伝統に根ざしている神裁政的要素を覆滅する必要がある、かくて神裁政における最高機関たる衆議所サンヘドリンの解体をはかるべく、その議員たる有力貴族達を処断し、又その会議体の議長職を兼ねる大祭司の任免権を掌握することによつて大祭司の終身制の伝統を打破し、在世中屢々任意にその交迭を行つたことについては先にふれるところがあつた<sup>②</sup>。彼によつて大祭司に任せられた人物はいづれもヘレニステイクに開明した者達であつたことも明かであるが、何よりもこれによつて、大祭司職は完全に彼に隷属するものとなり、宗教に対する政治の優位が実現され、その固定化への道を開くことゝなつた。これはユダヤ教に対する形式上の宗教改革の要求が実現したことを意味するものであつたが、人民側にはそれはユダヤ教の本質にふれる実質上の変革を意味した。日常生活の奥底までユダヤ教の原理によつて規定されていたユダヤ民衆にとつてヘロデのかゝる要求は無法にして暴力的な行爲であり、これを神に対する最大の冒瀆として受取つた。一方ローマ権力或いはその代弁者たるヘロデの権力と結びつくことによつてその特権的地位を保証されていたユダヤ教の上層身分者の立場はこの人民のそれと著しい対照をなすものであつた。ヘロデはしかしユダヤ教に対する政治力の優位を主張したにとゞまり、なお進んでこのユダヤ教を根絶して異教を以ておきかえんとするが如き暴挙に出ることはなかつた。

もとより彼の治下の大部分を占めるものはユダヤ民族に他ならず、ヘロデは彼等の頑固な民族的信仰の實質についてはよく弁えており、これを徒らに刺戟する時は如何なる結果を引きおこすかについては充分に知っていた。ヘレニズムを無法にも強制し、ユダヤ教そのものを暴力と強権を以て抹殺せんとして狂氣的な抵抗を觸発したかのシリア王朝の演じた愚は彼のとらざるところであつた。時には人民に暴力を以て屈従を強制し、忠誠の誓約を要求しながらも、全面的抵抗を招来する一步手前にふみとどまる急所を心得ていたかに見える。併し、彼のユダヤ教に対するこの様な要求の貫徹はヘブライズムに対する冒瀆行為として忘れ去られることなく、やがて彼の晩年より頻発する一連の抵抗運動の有力な起因の一となるものであつた。

併し、専制国王として強権をもって人民をその統治に服せしめながら、政策的に必要とあれば人民側に妥協し、これを懐柔してその心を収める手段を忘れることはなかつた。時には正統ユダヤ人たることを主張し、ユダヤ教に対する尊信をも装ふことさえもあつた。ユダヤ教は彼にとっては領内に並立して行われている異教的諸宗教と同列に扱われるべきであり、仮にそれが特殊な扱いを必要とするせば、それは彼の領内にあつて大部を占めるユダヤ人の宗教たるが故に過ぎない。専制国王として領内に行われる諸宗教に対して人民統治の必要から寛容を示し、時にはこれを保護し、そのパトロンとなるのは普通に見られるところである。ヘロデがユダヤ教に対して時に好意的であつたにしてもそれは彼がそれを理解し得たか否かとは関係なきところである。ともあれ、彼はユダヤ教のパトロンとしてこれに好意を示した例は一二にとどまらない。かつてアラビア人の貴族シユライオスなる者がヘロデの妹サロメに求婚した時、ヘロデは婚儀の礼はユダヤ教に従ふべきことを強く要求し、ためにこれは破談に終つたことがあつた。<sup>①</sup>この場合、事は対外関係にわたつたのであり、アラビア人に妥協することは人民の手前憚られることであつた。

彼のユダヤ教に対する保護政策が最もよくあらわれたのは、イエルサレム神殿の改築事業であつた。彼がこの計画

を全領内の有力者を召集した会議体において発表した時、民心は疑心暗鬼の念にみたされ、ヘロデ王は改築を名として従来の神殿の解体をはかるもので、そのあとには新しい神殿の再建を見ることはあるまいとされた。これを打ち消すためには解体工事を始める前に再建の資材の準備を整えて民心を安堵せしめる必要があった程である。彼はこの再建事業にあたり、冒瀆のそしりを招かざる様、慎重な配慮を行った。例えば律法において俗人の立入りを禁ぜられている神殿内部の工事は下級祭司に技術をならわさせてこれを使い、彼自身もこれに敢て立入ることを慎んだ。神殿の結構はヘレニズム的要素を多分にとり入れたとはいえ、ユダヤ教側の必要条件是充分にくみとってこれに従っている。彼の鑄貨においても彼の像その他の偶像的なものを刻させるものを刻するのは慎み、<sup>④</sup>又領内各地に設けたヘレニズム風の建築や施設においても民衆に対する刺戟を最少にいとめるべく配慮がなされていた。<sup>⑤</sup>

併し、ユダヤ教に対するかゝる顧慮は彼の治世の初期から中期にかけて見られたに過ぎず、しかもそれは人民一般に対して強固な指導力をもっていたパリサイの徒が、時には宮廷内部にも楔をうちこむが如き実力を示した時期に限られていた。ユダヤ教に対してかゝる妥協を行う一方には領内のギリシヤ人居住地域に対してはヘレニズム君主として彼等の意を迎え、正統ユダヤ人の到底目過し得ぬ異教的行事を保護し、奨励を加えた。彼のかゝる右の手のなすところを左の手に知らしめざる如き、矛盾した行為を使い分けている点が特に指摘されねばならない。

彼の晩年に至っては何ものにも顧慮することなく、本来のヘレニズム君主の自己要求をむき出しに示すに至る。領内各地におけるローマの皇帝崇拜の風潮に公然の奨励を与え、その鑄貨には自己の像を刻し、<sup>⑥</sup>神殿の門扉には金色の鷲印を掲げる如き、<sup>⑦</sup>従来細心につゝしんで来た行為を公然と行うに至り、<sup>⑧</sup>はてはギリシヤ人居住地域においてはヘレニズム君主の先蹤にならうと、彼の像を祀るが如き、自己神化の要求さえもあらわに示すに至った。<sup>⑨</sup>その行為はユダヤ人居住地域に於てはならないにしても、偶像的造型に対して極度に過敏なユダヤ人一般の憤激を招くこと多大なもの

があった。ヘロデのかゝる要求は発掘によつても確証されて居り、かゝる事例は領内非ユダヤ人居住の各地方に広く見られたと考えられるのである。ヘロデが晩年に至つて神殿の門扉に掲げた鷲印はローマ権力を象徴するもので、彼の行為はローマにおもねる政治的意図に発したと見る見解が普通行われている。<sup>⑭</sup> 成程ローマの軍標には明かに鷲印を以てその権力の象徴としているが、かゝることは既にヘレニズム諸国の王達において見られて居り、ヘロデの場合も自らの政治的権力、特に彼のユダヤ教に対する政治的優越性を主張し、これを誇示せんとした行為と解すべきであろう。

彼はその治世の初期においてはヘレニズム国家体制の確立に主力をそゝいだが、その基礎が一応据えられた後の彼の治世の最盛期においては領内外のヘレニズム化の事業に全力を集中したかに見える。領内のヘレニズム化としては軍事施設を伴つた都市の建設、そしてこれを飾るヘレニズムの文化設備、例えば劇場や競技場がそなえられ、ギリシヤ的、ローマ的な四年毎の諸競技も開催された。しかもこれはヘブライズムの大中心であるイエルサレムの市中においてすら行われるに至つて人民は甚だ心安からぬものがあった。彼の領内におけるヘレニズム化の事業の代表的なものはこの神殿の壮美も遠く及ばぬ輪奐の美を極めた彼の王宮の造営であつた。<sup>⑮</sup> 単に領内においてのみならず、地中海世界における著名な殆んどいたる所の都市に神殿を奉獻したり、文化設備の寄進を行つたことは前述したが、これらに要した費用は彼の潤沢な財源を以てまかなつたにせよ、彼の治下の人民は決して軽からざる税負担を強制されていた以上、彼等の嫌惡してやまないヘレニズム化は彼等の財政的負担を以て行われていると思ひ込むのも正当な理由があつた。かくてヘロデのヘレニズム文化政策は二重の意味において人民の憤激を招き、その爆発の機を待つことになつた。ヘロデは併し、かゝる事は充分に感知して居り、かくてこそ「自らのためにあらず、ローマ人を喜ばせんため」とする遁辞も用意されていたのである。<sup>⑯</sup>

ヘロデのヘレニズム化政策は人民側から不信と不満を買いつゝも、その文化のもつ魅力には抗し難いものがあり、

否応なしにそれはユダヤ人の実生活の中に浸透して行った。当時のユダヤ人の日常使用語の中にギリシヤ、ローマの語彙が不可避的に数を増して行った。ローマとの関係は端的には政治と軍事の面に集約されるが、それらに関する用語がそのまゝへブル語の中に転用されるのが見られ、ローマの建築様式やヘレニズム風の享樂的な生活様式は日常生活の末端に至るまで入りこんで行った。②①ヘロデは古来のへブル太陰曆に代えるにローマのユリウス曆を以てせんとした形跡さえもうかゞわれる。更にこの様な文化面を根本的に規定するものとしてローマ世界経済との結びつきがある。ローマ経済との関連はヘロデ領内におけるローマ貨幣の流通において最も具体的に表現される。而してそれは又ローマ商品の抗し難い流入をも意味するものである。貨幣や商品名はそのまゝへブル語の中に転用されるものがあり、その数も少しとしない。②②又ローマ世界経済との結びつきはユダヤの古来からの自給を基本的性格とする農民経済を根底から動揺せしめ、これに平行して進みゆく階級の分化、親ローマの上層身分と下層者の対立を伴い、これが宗教と文化意識にも当然反映されることとなる。かくて又抗し難い勢を以て浸透し来るヘレニズム風潮に対して対応する途にも各種各様のものが見られたことも当然であった。

ヘレニズムをもちこんだ者はもとよりヘロデが始めてゝはない。それは B.C. 三世紀の始めからヘレニズム時代の長い歴史がふりかえられねばならぬ。併し、ヘロデの時代にこそ最も計画的に、組織的に、而して又巧妙にそれはもちこまれて来た。このヘレニズムのパトロンを以て任じた彼はユダヤ教をこれに可能なる限り接近せしめんとはかりかくてユダヤ教をヘレニズム諸宗教の中の同列と見なし、これに対してもパトロンたらんとした。これは又彼の統治の必要に発した要請でもあった。本来原理的に相容れるところのないヘレニズムとヘブライズムは既に以前から微妙な交錯関係を示し、ユダヤ教はヘレニズムから受容すべきものは大いに学びとった筈であるが、本質的なものについては自らそこに限界があつた。この二つの要素がならび存した彼の領内の統治において彼は双方のパトロンたらんとし



て、矛盾を取てするが、しかもその矛盾を自己の政治的権力とその手腕を以て解決し得るとなした。彼の専制的権力と政治的手腕はかゝる事業を暫時可能にするかに見えた。併し、それも精々彼の治世を通じて一時的に糊塗し得たにとゞまり、その矛盾は彼の死近い頃からユダヤ教側からの反撥の形において爆発的に表面化されることとなる。かくてヘレニズムとヘブライズムの二元対立、相剋の姿が云わば未発のままに、その本源的な又端著的な形において、而して又最も集約的に彼の統治の中に見出されるのである。これがやがて表面化した時に、これを契機としてヘロデ王国の解体に進み、それはユダヤのローマ属州への改編を見ずにはおかなかつた。併し、更に大局的に觀察すればこれは後のユダヤ民族共同体の解体の機縁となつたユダヤ戦争というユダヤ民族史上における一大転換期に遠く呼応するものとせざるを得ないのである。

〔註〕

- ① 前稿三六頁。
- ② Nicolaos 断片史料による。Schürer, op. cit. I, S. 396
- ③ ant. XIX 380f.
- ④ ant. XV 305ff.
- ⑤ 前稿六一頁
- ⑥ セレウコス家のユダヤに対するヘレニズム化の強制につ  
くば Schürer, op. cit. S. 200f.
- ⑦ ダニエル書一・三二―三二・一一節
- ⑧ ant. XVI 225f.
- ⑨ 「ヘロデの建築(神殿)を見ずして美を云うことなか  
れ」とは当時の諺であつた。Schürer, op. cit. S. 362  
神殿工事は B. C. 二〇年に始まる。
- ⑩ Schürer, op. cit. S. 397
- ⑪ イレサレムに建てた劇場にとりつけた勝利の記念像を公衆  
⑫ 面前でとりおろした。ant. XV 270ff. Schürer, op.  
cit. S. 397
- ⑬ 晩年の彼の鑄貨には明かに自己の像と鷹印が見られる。  
Schürer, op. cit. S. 397f.
- ⑭ bell. I 648
- ⑮ 自己神化の要求はトラロニテスのギリシヤ都市 Kanatha  
における発掘によつて確証される。Obassatos なる者の姓  
立にかかる。

- G. A. Smith, op. cit. P. 168 Otto, col. 109
- ① Jones, op. cit. P. 148 Graetz, Volkstümliche Gesch. der Juden 1923 S. 506
- ② Otto, col. 109
- ③ ant. XV 268
- ④ ant. XV 272
- ⑤ < ロデ王宮の B. C. 二五年著手 > の設計、庭園のたゞ  
 ちかみ等全くギリシヤ的。 bell. I 402 V 180f.
- 
- ⑥ ant. XV 328
- ⑦ < ナヒスタの設計 > の設計 Schürer, op. cit. II, S. 42ff.
- ⑧ Otto, col. 107 但しこれに対する異論もある。 Schürer, op. cit. S. 756
- ⑨ Schürer, op. cit. II, S. 56ff. J. Klausner, Jesus of Nazareth. 1951 P. 185

ヘロデ王の統治についてなおふれるべき重要な問題を残しているが、補正の機を期しつつ、一応蕪稿を終ることゝしたい。本稿の準備中、杉田六一氏「ユダヤ王ヘロデ」(昭三二年)が刊行され、披見の機を得た。その内容はヘロデ王の治世全体にわたり、これの概観を試みた労作である。その意図において筆者と異なるものがあるが、要領を得たその記述は教えるところが多い。恐らく邦語を以てするこの分野における最初の文献であり、この意味でもその労を多としたい。併読をいたゞければ幸いである。(昭三三・三)

(本稿は昭三一年度文部省助成研究費による研究成果の一部である)